

啓発カード配布のお願い

日ごろは、子どもの権利相談室の活動に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

小・中・高、特別支援学校児童生徒のみなさんにカードを送付させていただきます。お手数ですが、配布をお願いします。

一昨年度より、とよた子どもの権利相談室の愛称が「こことよ」になりました。この愛称には「子どもの心を豊かに」という意味が込められています。さらに選定に参加してくれた豊田市子ども会議の子ども委員により「ここにいるよ」「ここがあるよ」という意味を付加しました。

豊田市の子どもたちに、子ども条例と子どもの権利相談室のことを少しでも知ってもらうために、リーフレット・カードを効果的に活用していただきたいと思います。どのような内容のものか、子ども達と一緒に読みいただければと思います。

《配布する際に伝えてほしいこと》

- ・一人で悩まず、抱え込まずに、誰かに相談してほしいこと
- ・保護者や先生方はもちろん、とよた子どもの権利相談室「こことよ」にも相談できること
- ・秘密は守られること

擁護委員と相談室は、先生方とは、子どもにとっての「最善の利益」をともに考え、実現していく信頼しあえるパートナーでありたいと考えています。もちろん、保護者の方々、地域のみなさん、そして、当事者である子ども達とも、よい関係づくりをしていきます。

子ども達のしあわせのために、お忙しいなか恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

子どもたちに年3回配布している
おたよりの名称も『こことよ』です。

先生方からの
相談どうぞ



キュウサイさん・キュウサイくん
とよた子どもの権利相談室
マスコットキャラクター

豊田市子どもの権利擁護委員

山谷 奈津子
石井 拓児
渡邊 佐知子

発行

とよた子どもの権利相談室(こことよ)
〒471-0034
豊田市小坂本町1-25
豊田産業文化センター4階
☎ 0565-33-9317
✉ kodomo-kenri@city.toyota.aichi.jp



子どもの権利 擁護委員だより



新型コロナウイルスの感染拡大がだいぶ落ち着き、少しずつ行事などが復活したりして、コロナ前の日常が戻りつつあるのではないかと思います。ことよでは、一時期コロナ禍で大幅に減少した相談件数が、コロナ前の水準に近づいてきています。相談内容としては、特に、いじめ、交友関係の悩み、不登校、虐待の件数が多く、内容としても非常に複雑で重大なものとなっています。

この傾向は、コロナが落ち着いてきたことにより、行事や子ども同士が関わるが増え、人間関係のトラブルやストレスが増えてきたからではないかという見方もあります。今後もいじめなどの複雑で重大な相談は、増えていくことが予測されます。学校現場では、いかがでしょうか？いじめや子ども同士のトラブルなど、複雑で重大なケースが増えてきてはいないでしょうか？

ことよは、子どもの最善の利益を考え、子どもたちの意見を聞きながら、その子にとって何が一番いいのかを子どもと一緒に考えていくところです。教員のみなさまが日常、子どもたちのために様々なことを考え、対応していただいていることと、共通すると思います。悩んでいる子どもがいたら、ぜひ相談先の1つとしてことよを紹介いただければと思います。

また、教員のみなさまとも連携させていただき、子どもの最善の利益と一緒に考えていきたいと思っておりますので、何かお困りごとがありましたら、気軽にこことよにご相談ください。

代表擁護委員 山谷 奈津子
(弁護士)



2022年11月にOpenAI社がチャットGPTを公開したところ、瞬く間に利用者が拡大し、大きな話題となりました。みなさんのまわりではいかがでしょうか。どんなテクノロジーも、それがどんなに私たち人間にとって便利なものであっても、使い方を間違えれば、取り返しのつかない結果を招くことがあります。すでにイタリア政府は、膨大な個人情報が収集され、個人情報の保護に関する国内の法律に違反している疑いがあるとして、チャットGPTの使用を禁止すると発表しました(2023年3月)。この機会に、子どもたちと「生成AI(ChatGPTやBingAI、Bard等いろいろあります)」を使う際に注意しなければならないことは何だろうか、どんな問題があるのか、話し合ってみてはどうでしょうか。

GIGAスクールで、学校の中にも急速にデジタル化の波が押し寄せてきました。子どもの権利、個人情報の保護や子どもの成長発達の観点からも検討と確認をお願いします(豊田市子ども条例は「子どもの豊かに育つ権利」や「子どものプライバシーの尊重」を約束しています)。小児科医学会は、スマホの長時間利用は、睡眠不足や学力低下、体力低下、視力低下、コミュニケーション能力の低下などの影響があると指摘しています。子どもや保護者のみなさんと一緒に考えあう場を設けることも大事です。困っていることがあれば、ぜひ私たちにもご相談ください。

擁護委員 石井 拓児
(名古屋大学教員)



教職員の皆さま、日頃は子どもたちの安全・安心と成長・発達のためご尽力いただいていることと思います。私は昨年10月から擁護委員を務めています。名古屋市職員として保健・医療・福祉部門の企画や中央児童相談所長を務め退職。現在は、児童相談所の一時保護所において子どもの権利の基盤である安全・安心な生活を保障する「安全委員会」の活動をしています。「安全委員会」は児童福祉施設における暴力・暴言から子どもたちを守る仕組みとして考案されたものですが、増え続けるいじめ問題にも活用できるのではないのでしょうか。(1)定期的に子どもたち全員に聴き取り調査をして暴力等を早期に把握、結果を子どもたちにも伝える、(2)外部委員も入れて組織をあげて実践する方式です。3つの合言葉『叩かないで口で言う』『やさしく言う』『相手が悪くても叩かない』をおとなも子どもも守ります。暴力等が起きたらその場ですぐに介入し①行動レベルで一致するまで客観的に事実確認し、②その時の気持ち・考えを聴く、③何がいけなかったか、④その時どうすればよかったか、⑤今後同じ場面でするべきかについて、子どもが言葉で表現したり代わりに行動を考える援助を行います。

最近では、科学的に効果が実証された「いじめ予防プログラム」に基づき、ロールプレイを使って子どもたちが誤った考え方に気づき行動を変えていく予防教育を実践している自治体もあるようです。いじめに関わった子どもは被害者や加害者だけでなく周りで見ている子どもたちの心身に長期的な影響を及ぼすことが分かっています。

いじめの本質を正しく理解し科学的な知見に基づく予防方法等について、皆様とともに考えていけたらと思っています。

擁護委員 渡邊 佐知子
(元児童相談所 所長)



生徒指導提要が改訂されました

～子どもの人権(権利)をより大切にする社会を目指して～



豊田市子ども条例
マスコットキャラクター
テルコ

1 生徒指導提要改訂の内容

昨年(2022年)12月に生徒指導提要が改訂されました。

その中で、最も重要なことは、子どもが権利の主体であることを認め、教職員のみなさんに児童の権利に関する条約(子どもの権利条約、1989年国連で採択)の理解を求めている点だと思えます。

具体的には、教職員のみなさんにおいて、子どもの権利条約の4つの原則についての理解が不可欠だとされています。

子どもの権利条約の4つの原則

①差別の禁止

：すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

②子どもの最善の利益

：子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を大人と子どもが一緒になって考える。

③生命・生存・発達の権利

：すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

④意見を表明する権利

：子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

上記の4つの原則の中で、特に大切なのは、②子どもの最善の利益及び④子どもの意見表明権です。

④子どもにまず意見を聞く、その子が関わることに限っては、その子がどうしたいか意見を聞くことは基本的な考え方です。ただ、すべて子どもの言いなりになるというわけではありません。子どもはまだ知識がないこともたくさんあるわけなので、子どもの意見を聞いたうえで、子どもにとって何がいいんだろうと考えること、それが②子どもの最善の利益ということになります。

また、今年(2023年)4月からはこども基本法が施行されました。

こども基本法の中では、次のような基本理念が規定され、上記の子どもの権利条約の4つの原則が反映されています。

①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないことがないようにすること(こども基本法第3条第1号)

②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける権利が等しく与えられること(同法第3条第2号)

③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること(同法第3条第3号)

④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること(同法第3条第4号)
(下線は筆者が引いたもの)

ご存知のとおり、豊田市にも子ども条例があり、その中では、①安心して生きる権利、②自分らしく生きる権利、③豊かに育つ権利、④参加する権利が記載されています。

このように、条約や法律、条例、生徒指導提要などいろいろな形で子どもの権利をより大事にしていこうという機運が高まっています。

日頃、教職員のみなさんが子どもたちと対話し、子どもたちのためには何が一番いいのだろうと考えていただいていることが今回の生徒指導提要の改訂で明確に記載されたということだと思えます。

引き続き、子どもたちの意見や気持ちを聞いていただき、この子にとって何が最善の利益なんだろうということを子どもと一緒に考えていただければと思います。

2 校則の見直しについて

今回の生徒指導提要の改訂では、校則の見直しについても以下のように触れられています。

「校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。」

校則は、「その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいと考えられています。」

「校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意義の醸成につながります。」

上記の中で特に、校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することの重要性に触れられていることが極めて大切なことだと思えます。

まさに、子どもの権利条約や豊田市子ども条例、こども基本法で定められた「子どもの意見表明権」をあらわしたものにほかなりません。

ぜひ今一度、校則の見直しについて検討をお願いしたいと思います。

そして、校則の見直しをしていただく際には、校則の中に子どもの権利について言及があるか、子どもを権利の主体として尊重しているか、という視点を持っていただけるとありがたいと思います。

また、多くの学校では、校則の策定や見直しに関する手続規定が校則の中に存在しておらず、手続的な担保が図られていません。校則の中に、校則の見直しをする際にはどのような手続を経るのかについても規定していただきたいと思えます。

子どもたちと一緒に校則を見直し、子どもたちが主体的に参加し意見を表明することは、子どもたち自身が校則の根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

教職員のみなさんもお多忙で時間のない中ではあると思いますが、ぜひ校則・生徒指導の見直しを子どもたちと一緒に進めていただければと思います。

校則の見直しについて、こことよお手伝いできることがあればさせていただきたいと思えますので、ぜひご意見・ご質問をこことよに寄せていただきますと幸いです。



ご意見、ご質問、ご相談をとよた子どもの権利相談室に是非お寄せください。